

第 31 期 報告書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日



那覇空港ビルディング株式会社
NAHA AIRPORT BUILDING CO.,LTD.

事業報告

〔 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による景気後退懸念等、環境の厳しさが増す一方で、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続きました。

県内経済は、行動制限の段階的な緩和に伴い経済活動が活発化する中、消費及び観光関連需要の回復が前年を大きく上回り、持ち直しの動きが強まりました。

那覇空港における国内線乗降客数につきましては、令和 4 年 10 月に開始された全国旅行支援が航空需要を大きく押し上げ、下半期はコロナ禍前の水準に達したことから、1,582 万人と前期と比べて 97.9%増加しました。一方、国際線乗降客数につきましては、水際対策の緩和によって令和 4 年 8 月に 2 年 5 か月ぶりとなる国際線定期便が運航し、10 月以降も台湾・韓国・香港路線の運航再開が続いたことから、40 万 6 千人となりました。その結果、国内・国際合計で 1,622 万 6 千人（前期比 103.0%増）となりました。

このような中、当社としましては、沖縄県及び那覇検疫所等の関係機関と連携した検査防疫体制の環境整備や空港内の感染防止対策を行いながら、国際線施設の全面供用に伴う設備の再点検と警備員等の配置といった受入態勢の整備と、空港利用者の増加に応じた店舗の新規開店及び再開の促進、駐車場の混雑対策等を実施しました。

商業サービス面では、コロナ禍で生じた空き店舗区画に当社グループ会社による直営飲食店舗を新たにオープンするとともに、新規テナントのリーシングによって空き店舗区画数を 23 区画から 16 区画に圧縮しました。また、国際線エリアへの誘客施策としまして、前期に引き続き、国際線エリア 2 階首里城復興応援広場に首里城に関する各種展示物を設置したほか、入居企業によるワゴン出店販売や沖縄陶器の手作り体験、人気アニメ作品のグッズ展示・販売等の各種イベントを開催いたしました。そのほか、令和 4 年 8 月には、那覇空港 SNS アカウントを開設して空港の魅力を情報発信する取り組みを開始しました。

二次交通対策におきましては、県内ラジオ及び当社 HP・SNS を活用した駐車場混雑状況の周知並びに大阪航空局及び豊見城警察署等の関係機関と連携した構内道路におけるレンタカー貸渡の取締強化対策等を実施したほか、従業員駐車場の料金見直しや社員の公共交通機関の利用促進に取り組みました。

設備面につきましては、令和 3 年 4 月に着工した国内線施設の「浸水対策工事（フェーズ 1.5）」は、地下階の重要設備を保全するための地下車路における大型防水扉の設置や中央監視室の区画防水工事等全ての工事が令和 4 年 5 月に完了しました。また、耐震対策として令和 3 年 1 月に着工した「特定天井改修工事」は、令和 6 年度の工事完了に向けて鋭意工事を進めており、前期の国内線エリア 3 階チケットロビー北側の完了に続いて、令和 4 年度は南側の工事が完了しました。施設の老朽化対策として従業員駐車場の防錆工事を実施したほか、令和 4 年 10 月に空港館内及び屋外の環境美化を目的とする美化クリンネスチームを発足し、館内清掃品質の向上や屋外緑化の取り組み等、空港全体の景観維持の向上に努めております。

業績につきましては、収入面では、国際線エリアの店舗支援策として家賃の減免措置を継続して実施しましたが、全国旅行支援等による乗降客数の増加及び空き区画への入居に伴う家賃及び施設使用料の収益増加等によって、売上高は約 105 億円（前期比 72.2%増）となりました。費用面では、国際線エリアの全面供用再開に伴い各種施設費が増加したものの、国有財産使用料及び租税公課の減少に

より、営業費用は約 77 億円（同 2.4%減）となりました。

これらの結果、営業利益及び経常利益はともに約 27 億円となり、当期純利益は約 19 億円と増収増益の決算となりました。

(2) 設備投資等の状況

主な設備投資の状況

当事業年度中に完成した主要設備

(単位：千円)

エリア	項目	完成月	金額	備考
国内線	浸水対策工事 (フェーズ 1.5)	令和 4 年 5 月	940,320	
国内線	特定天井改修工事 (3 階チケットロビー南側)	令和 5 年 1 月	492,615	
国際線	DFS 店舗改修工事	令和 5 年 3 月	77,520	
国内線	保安検査機器 (X 線検査装置) 4 台	令和 5 年 3 月	44,370	国土交通省補助金 (29,910 千円)
国際線	保安検査機器 (X 線検査装置) 2 台	令和 5 年 3 月	21,240	国土交通省補助金 (15,930 千円)
国際線	共用チェックイン端末	令和 5 年 3 月	1,144	国土交通省補助金 (572 千円)
合 計			1,577,209	

(注) 当事業年度末において進行中の主な工事（建設仮勘定残高）

国内線エリア 特定天井改修工事 (令和 6 年度中完了予定) 280,247 千円

(3) 資金調達の状況

国内線エリア特定天井改修工事の資金として、沖縄振興開発金融公庫から 12 億円の借入れを行いました。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	12,304,381	5,536,047	6,109,919	10,523,902
経 常 利 益 (千円)	3,975,448	△2,110,316	△1,911,144	2,723,129
当 期 純 利 益 (千円)	2,681,902	△1,637,194	△1,318,116	1,906,017
総 資 産 (千円)	62,919,087	56,743,361	53,311,349	54,059,862
1 株当たり当期純利益 (円)	55,872	△34,108	△27,460	39,708

(注) 1 株あたり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社において令和 5 年度は、3 年間で計画期間とする新たな中期経営計画の初年度にあたり、前中期経営計画で掲げた目標がコロナ禍により十分に達成できなかったことから、経営基本方針及び 4 つの戦略方針を引き続き踏襲し、「アジア有数の拠点空港への飛躍」の実現に向けて、以下 4 つの戦略方針に沿って事業を推進していくこととします。

① 安全・安心の徹底追及

空港施設の安定的な運用を維持するため、老朽化が進む国内線エリアの空調設備等の更新・改修工事に着手することをはじめ、ターミナルビルに必要な設備及び機能を優先して更新計画を策定・実行いたします。災害対策については、国内線エリア特定天井改修工事に引き続き取り組み、空港利用者の安全確保を最優先に令和 6 年度の工事完了を目指します。また、セキュリティ・セイフティの向上策として、引き続き関係機関と連携した各種訓練の計画的実施や警備強化に努めるとともに、災害時の円滑な連絡体制の構築に向けて、重要インフラ事業者等との意見交換や情報収集等を進めます。

② 利便性・快適性・機能性の充実強化

航空・空港分野における旅客搭乗手続きの迅速化が進む中、令和 5 年度は、コロナ禍で計画を中断していた国際線保安検査場の拡張工事に着手して、更なる国際旅客の増加に対応するとともに、質の高い沖縄観光の実現に向けて令和 2 年度に整備したプライベートジェット向け「プレミアムゲートラウンジ」の運用を開始いたします。

商業エリアの魅力向上と美化クリンネスチームによる館内清掃活動及び屋外景観維持活動を通じて空港施設の品質向上を図るほか、SKYTRAX 社の空港監査等の外部評価を取り入れて、国際的にも評価される質の高い空港運営を目指します。また、航空需要の回復に伴って顕在化した駐車場の混雑や空港内のレンタカー貸渡等に対処するため、関係機関と連携したハード・ソフト両面からのアプローチにより、公共交通機関の利用促進や駐車場需要への対応に取り組み、那覇空港周辺の二次交通の円滑化を図ります。

③ 空港を支えるパートナーとの連携強化

コロナ禍で落ち込んだインバウンド需要の回復に向けて、沖縄県及び OCVB 等と連携して既存路線の再開・増便や国際線航空会社の誘致活動に取り組みます。地域社会との連携においては、令和 4 年 11 月に着工した首里城復元の支援策として、引き続き空港館内での復興応援メッセージの記帳台と募金箱の設置及び首里城復興応援広場を活用した企画・展示等を通して、観光客や県民の気運醸成と復興支援を継続してまいります。

また、脱炭素や SDGs 等の社会的課題の解決に向けて、CO2 削減や駐車場及び周辺道路の混雑緩和を目的に、空港利用者及び空港従業員の公共交通機関利用を促進するほか、航空事業者が推進する脱炭素の取組について意見交換を行い、必要な支援を検討します。

④ 収益力と財務力の強化と人材育成

コロナ禍による入居企業の撤退によって生じた空き区画については、引き続きリーシング活動に取り組み、収益力の向上を図ります。また、広告事業の強化及びビジネス可能空間の有効活用として、SNS や HP 等を含む幅広い営業活動に取り組むほか、壁面や施設設備の広告媒体化に向けた検討・調査等を行い、掲出率増加に繋げます。また、業務の厳正化に向けた諸規程の整備やグループ全体の内部統制システムの強化に取り組むとともに、各種研修や資格取得、外部機関との人事交流を促進し、社員教育を充実してまいります。

以上のとおり、令和 5 年度においても那覇空港旅客ターミナルビルの施設整備と機能強化を推進するとともに、「アジア有数の拠点空港への飛躍」を目指して取り組んでまいります。

今後とも役員及び社員が一丸となり、当社の使命と責任を自覚し、社業の発展に全力を傾注する所存でありますので、株主の皆様におかれましても、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

- ・航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ・航空思想の普及及び観光の振興に関する事業
- ・貸室業
- ・日用雑貨品、飲食物等の販売
- ・駐車場経営

(7) 所在地及び従業員の状況

- ・所在地 沖縄県那覇市字鏡水 150 番地
- ・従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

前期従業員数	当期従業員数	増減数	平均年齢	平均勤続年数
60人	61人	+1	46.3歳	16.1年

(注) 上記の当期従業員数には、出向社員 27 人（那覇エアポートエンジニアリング株式会社 5 人、那覇エアポートパーキング株式会社 9 人、エアポートトレーディング株式会社 5 人、那覇空港コーディネーションサービス株式会社 6 人、空港ターミナルサービス株式会社 2 人）が含まれております。なお、非正規社員 9 人は含めておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高	借入先が有する 当社の株式の数
沖縄振興開発金融公庫	17,274,504	3,774株
沖縄県	880,800	12,000株
株式会社琉球銀行	2,242,300	1,400株
株式会社沖縄銀行	2,168,550	1,400株
株式会社沖縄海邦銀行	1,041,440	700株
大同火災海上保険株式会社	346,480	1,160株
株式会社三菱UFJ銀行	963,730	—
合計	24,917,804	20,434株

2. 株式に関する事項 (令和5年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 140,000株
- (2) 発行株式の総数 48,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 19名

(4) 株主の状況

株主名	持株数	議決権比率	株主名	持株数	議決権比率
沖縄県	12,000 株	25.00%	(株)琉球銀行	1,400 株	2.92%
ティーエフエスベンチャー シンガポールリミテッド	7,000	14.58	(株)沖縄銀行	1,400	2.92
沖縄振興開発金融公庫	3,774	7.86	大同火災海上保険(株)	1,160	2.42
オリオンビール(株)	3,500	7.29	沖縄電力(株)	720	1.50
ANAホールディングス(株)	2,800	5.83	沖縄セルラー電話(株)	720	1.50
日本航空(株)	2,730	5.69	(株)ローソン	720	1.50
日本トランスオーシャン航空(株)	2,450	5.10	コクヨ(株)	720	1.50
ダイキン工業(株)	2,160	4.50	(株)沖縄海邦銀行	700	1.46
ロイヤルホールディングス(株)	2,150	4.48	コザ信用金庫	360	0.75
那覇市	1,536	3.20	合計	48,000	100.00

(5) 自己株式の取得、処分及び保有

令和5年3月31日現在自己株式は保有していません。

3. 新株予約権等に関する事項 (令和5年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (令和5年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役 会長	富川 盛武	
代表取締役 社長	安里 昌利	
専務取締役	平敷 達也	事業部担当
専務取締役	東川 平靖	経営管理部担当
常務取締役	亀田 安彰	施設部担当
取締役 事業部長	仲里 求	事業部長委嘱
取締役	嘉手苺 義男	オリオンビール株式会社 取締役会長
〃	大嶺 満	沖縄電力株式会社 代表取締役会長
〃	岡 栄作	日本航空株式会社 沖縄空港支店長
〃	窪田 啓一郎	全日本空輸株式会社 沖縄空港支店長
〃	渡嘉敷 靖	株式会社琉球銀行 常務取締役
〃	金城 善輝	株式会社沖縄銀行 代表取締役専務
常勤 監査役	兼次 俊正	
監査役	川上 澄則	大同火災海上保険株式会社 代表取締役専務
〃	崎原 正樹	株式会社沖縄海邦銀行 常務取締役
〃	新垣 尚之	沖縄振興開発金融公庫 融資第一部長

(注) 1. 取締役 富川盛武、嘉手苺義男、大嶺満、岡栄作、窪田啓一郎、渡嘉敷靖、金城善輝の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 兼次俊正、川上澄則、崎原正樹、新垣尚之の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 兼次俊正氏は、那覇市上下水道局の事業管理者として経営に携わった経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 新垣尚之氏は、令和5年3月31日辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	5	56,244	
社 外 取 締 役	7	9,120	
社 外 監 査 役	4	12,753	退職慰労金 540 千円を含む
合 計	16	78,117	

(注) 報酬等の額には当事業年度内に支給した退職慰労金 540 千円 (社外監査役 1 名) を含めております。

(3) 会社役員報酬等の算定方法

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

くもじ監査法人

(2) 会計監査人が業務停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときの、その処分に係る事項

- ・該当事項はありません。

(3) 会計監査人が過去 2 年間に業務停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

- ・該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び運用状況の概要

6-1 内部統制システム構築の基本方針

(1) 業務運営の基本的考え方

当社は、沖縄県の空の表玄関である旅客ターミナルビルを管理運営する会社としての役割、観光産業の一翼を担う企業としての社会的使命を自覚し、公共性の維持と社の発展のため、次のような基本的考え方に基づき業務運営にあたる。

- ① 航空旅客等利用者の利便性、快適性及び安全性の更なる向上を図る。
- ② 多数の利用者が訪れる公共的な施設として、安全性を重視し、徹底した危機管理体制を構築する。
- ③ 観光客に対する心温まる対応等、サービスの向上を図り、観光産業の発展に寄与する。
- ④ 将来の新たな設備投資等に備え、経営基盤の安定化を図る。
- ⑤ 公共的使命を達成するため、社員の意識改革を図り、業務の効率化を着実に推進するとともに、幅広い視野をもつ人材を育成する。

- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、企業としての社会的信頼に應えるため、コンプライアンス体制を構築していく。そのため代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
 - ② 代表取締役社長の直轄の内部監査部門による監査を実施するとともに、内部通報制度を導入して、法令・定款違反等を未然に防止し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握して、その対処に努める。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、文書管理規程及び情報管理規程を制定し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及び職務執行に係る重要な文書並びに経営に係る情報を適切に保存し管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、旅客や当社施設等に重大な損害を及ぼす事態又は及ぼす恐れがある事態に対応するため、危機管理規程及び事業継続計画に基づき、迅速かつ適切な組織行動をとる。
 - ② 資産の保全、情報の漏洩等に対するリスクに対処するため、必要な管理体制を整備する。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、定期的に取り締役会を開催し、会社の業務執行の基本方針を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項を決議する。
 - ② 常勤取締役は、常勤役員会を組織し経営に関する重要事項を審議し、適切な経営方針を確立するとともに効率的かつ統一的な統制がとれる業務執行体制の確保を図る。
 - ③ 常勤取締役は、業務の現状と課題を検証し、業務の効率化を着実に推進する。
 - ④ 取締役会は、中期経営計画及び毎年度の経営計画を策定し、目標と実績の管理を行う。
 - ⑤ 組織規程、決裁規程、会計関係規程等、各種社内規程を整備し、役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- (6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整備するとともに、使用人に対する教育、啓発を行う。
- (7) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、定期的の子会社の経営及び事業の状況の報告を受けるとともに、原則として当社の取締役の子会社の取締役を兼務させ、情報共有と適切な指導、助言を行う。
 - ② 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会に、当社及び子会社におけるリスクを総括的に管理する機能を担わせ、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
 - ③ 当社は、子会社における意思決定について、子会社の経営会議等規程及び職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
 - ④ 子会社における法令・定款違反等を未然に防止する体制として、子会社を含めた内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握して、その対処に努める。

- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務を補助する事務局のスタッフは、組織規程に基づき経営管理部総務課で対応する。また、必要に応じて取締役と監査役で協議を行いその充実を図る。
- (9) 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとする。
- (10) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人は、監査役に同行して、取締役会その他重要会議及び代表取締役社長等との意見交換会に出席する機会を確保する。
- (11) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び重要使用人は、監査役会の要求に応じて、監査役に自己の職務執行の状況を報告する。
 - ② 使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実並びに重大な法令又は定款違反事実に関する事項を直接報告することができる。
- (12) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- ① 当社は、原則として当社の常勤監査役に子会社の監査役を兼務させ、子会社の取締役及び使用人が監査役に報告する体制を整備する。
 - ② 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (13) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
 - ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (14) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を整備する。
- (15) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 業務執行状況の把握による監査の効率性及び実効性を高めるため、監査役は取締役会に出席する。また、常勤監査役については、常勤役員会の構成員とする。
 - ② 常勤取締役と常勤監査役は、必要に応じて連絡会をもち、意見交換を行う。
 - ③ 監査役を含む常勤役員は、定期的に会計監査人と情報交換を行い連携を深める。

6-2 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 基本的取組

企業としての社会的信頼に応え、企業と社会の持続的成長に資するため、当事業年度は次のとおり内部統制システムの整備に取り組み、ガバナンスの強化に努めました。

- ① 社内システム環境の安全性の確保及び電子化情報の漏洩、消失等を未然に防ぐことを目的に、令和4年4月開催の第707回常勤役員会において「情報セキュリティ運用管理に関する要綱」を制定しました。
- ② 業務の効率化を図ることを目的に、経営計画等立案管理の業務を事業部から経営管理部に移管するため、令和4年6月開催の第181回取締役会において組織規程を改正し、同年7月より施行しました。
- ③ 育児・介護休業法の改正に伴い、令和4年9月開催の第732回常勤役員会において就業規則及び育児・介護休業等に関する規程を改正し、出生時育児休業（産後パパ育休）の新設等を行いました。
- ④ 令和5年2月開催の第748回常勤役員会において、電気保安規程を改正し、保安の確保と責任区分の明確化を行いました。
- ⑤ 令和5年2月開催の第748回常勤役員会において、物品の購入・製作やサービス等業務委託における見積合わせに関する基準を制定し、価格の妥当性や品質向上等の検証を定めました。
- ⑥ 業務外の傷病による長期欠勤や休職について、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の待遇差を解消するため、令和5年2月開催の第750回常勤役員会において賃金規程及びパートナー社員就業規程を一部改正しました。
- ⑦ 令和5年3月開催の第184回取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を改正し、グループ会社の業務の適正を確保するための体制等を新設しました。

(2) 具体的運用状況

① 常勤役員会

定期的に月2回以上開催し、経営の重要な事項を審議・決定、記録し、また、使用人、委託・関連会社の業務執行についても定期的に報告を求め、適切な監視体制を確保するとともに常勤役員間の認識・情報共有の場としても有効活用してきました。
なお、当事業年度においては、臨時を含め通算53回開催されております。

② コンプライアンス・リスク管理委員会

「潜在リスクの顕在化を未然に防止すること」を目標に、定期的に毎月1回開催し、法務相談の対応状況や内部監査結果の報告及び業務改善策の検討等を行いました。
また、令和4年8月及び令和5年2月の委員会には当社顧問弁護士を招聘し、内部統制システムの点検や内部統制システム構築の基本方針について議論を交わしました。

③ 危機管理対策本部及びリスク管理対策会議

新型コロナウイルス感染症の影響に迅速かつ適切に対処するため、危機管理規程に基づき令和2年4月6日に設置した危機管理対策本部は、行動制限の段階的な緩和に伴い、令和4年10月7日に解散しました。その後は、リスク管理対策会議として、感染症関連の情報収集と対応状況の共有等を行っております。当事業年度においては、両会議合わせて通算50回開催されております。

④ 内部監査

経営監査室において、当社の業務執行が法令・社内規程どおりに運用できているかを監査するコンプライアンス監査を計4回、新たな取組として会計監査と情報システム監査を

各 1 回実施しました。監査結果は代表取締役社長と常勤監査役、取締役会並びにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともに、被監査部門と協議して業務改善に努めております。

⑤ 災害対策工事

ターミナルビルの浸水対策工事（フェーズ 1.5）として、令和 4 年 5 月に地下階機械室等及び 1 階中央監視室の防水工事が完了しました。また、地震による天井落下防止対策として、令和 3 年 1 月に着工した国内線エリアの特定天井改修工事は、当事業年度中に 3 階チェックインロビー南側（JAL 側）の工事を完了しました。

⑥ 各種訓練の実施

空港ターミナルビル内で想定される様々な有事に対応するため、令和 4 年度については、国土交通省大阪航空局と連携した保安訓練、CIQ 協議会と連携した消防訓練等を実施しました。また、毎年 3 月 11 日と 9 月 4 日を会社独自の「防災を考える日」と定めており、今年度は大規模災害の発生を想定した BCP 対応訓練を実施しました。その他、入居者を対象とした電気火災防止講習会を年 4 回開催し、防災意識の向上に努めました。

⑦ 監査役監査

常勤監査役は当事業年度の常勤役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、危機管理対策本部等に出席して、業務執行状況の把握に努め、適宜意見を述べて、監査の効率性及び実効性の確保に努めました。また、監査役の職務を補助する事務局のスタッフを配置するとともに、会計監査人、経営監査室と連携して監査体制の充実を図りました。

⑧ グループ経営

当社常勤役員がグループ会社 6 社の非常勤取締役に就き、各社の定期的な経営会議を通じて連携を図るとともに、令和 4 年 6 月と 11 月に当社及びグループ会社の全社長で構成するネットワーク会議を、令和 4 年 9 月と令和 5 年 3 月に各社の業務報告会を開催して経営課題を共有することにより、グループ経営の推進を図りました。また、当社常勤監査役がグループ 6 社の監査役を兼務することにより、統一的な視点で監査を行いました。

記載した内部統制の運用について重要な不備がないかモニタリングを常時行い、また、経営管理部と経営監査室が中心となって社内に内部統制の重要性とコンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進させております。

計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【 7,161,572 】	【流動負債】	【 5,228,380 】
現金及び預金	5,445,628	買掛金	1,375
売掛金	1,327,655	一年内返済長期借入金	2,420,362
商品	22	リース債務	1,367
貯蔵品	7,277	未払金	1,393,069
前払費用	48,884	未払費用	174,871
関係会社短期貸付金	18,000	未払法人税等	419,338
未収入金	94,303	未払消費税等	364,266
その他流動資産	225,220	前受金	153,042
貸倒引当金	△5,419	預り金	257,729
【固定資産】	【 46,898,289 】	一年内返済預り保証金	14,217
(有形固定資産)	(45,566,942)	賞与引当金	28,739
建物	41,198,110	【固定負債】	【 24,309,127 】
構築物	208,407	長期借入金	22,497,442
機械装置	3,231,344	リース債務	574
車両運搬具	438	預り保証金	1,572,386
工具器具備品	398,107	退職給付引当金	209,076
リース資産	1,769	役員退職慰労引当金	29,647
建設仮勘定	528,764		
(無形固定資産)	(34,506)	負債の部合計	29,537,507
ソフトウェア	34,076	純資産の部	
電力引込負担金	430		
(投資その他の資産)	(1,296,840)	【株主資本】	【 24,512,752 】
投資有価証券	205,615	資本金	3,566,854
子会社株式	42,060	利益剰余金	20,945,898
関連会社株式	10,000	利益準備金	28,800
関係会社長期貸付金	30,000	その他利益剰余金	20,917,098
長期前払費用	1,000	別途積立金	19,000,000
破産更生債権等	14,065	繰越利益剰余金	1,917,098
繰延税金資産	1,007,815	【評価・換算差額等】	【 9,602 】
その他投資	350	その他有価証券評価差額金	9,602
貸倒引当金	△14,065		
		純資産の部合計	24,522,354
資産の部合計	54,059,862	負債及び純資産の部合計	54,059,862

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

科 目	金 額	千円
【 売 上 高 】		
不 動 産 収 入	8,108,512	
事 業 収 入	2,415,389	10,523,902
【 売 上 原 価 】		7,052,303
売 上 総 利 益		(3,471,599)
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		712,321
営 業 利 益		(2,759,278)
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	1,007	
受 取 配 当 金	2,622	
検 査 業 務 費 用 分 担 金	83,690	
雑 収 入	50,182	137,502
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	168,056	
支 払 手 数 料	2,000	
雑 損 失	3,594	173,651
経 常 利 益		(2,723,129)
【 特 別 利 益 】		
固 定 資 産 売 却 益	136	
固 定 資 産 受 贈 益	14,542	
補 助 金 収 入	46,412	
損 害 保 険 金 収 入	181	61,272
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	13,758	
固 定 資 産 圧 縮 損	46,412	
災 害 等 損 失 金	165	60,335
税 引 前 当 期 純 利 益		(2,724,067)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		375,160
法 人 税 等 調 整 額		442,888
当 期 純 利 益		(1,906,017)

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日

(単位 千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等	純資産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合 計		
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計			
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	3,566,854	28,800	20,500,000	△1,488,919	19,039,880	22,606,734	5,876	22,612,610
当期変動額								
別途積立金の取崩			△1,500,000	1,500,000				
当期純損益金				1,906,017	1,906,017	1,906,017		1,906,017
株主資本以外の項目の当期変動額							3,726	3,726
当期変動額合計			△1,500,000	3,406,017	1,906,017	1,906,017	3,726	1,909,743
当期末残高	3,566,854	28,800	19,000,000	1,917,098	20,945,898	24,512,752	9,602	24,522,354

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・定額法によっております。

なお、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、3 年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア・・・・・・・・自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

電力引込負担金・・・・・・・・定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金・・・・・・・・従業員に支給する賞与に充てるため、次期上半期支給見込額の当期間対応分を計上しております。

③ 退職給付引当金・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法により、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金・・・・役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 建物貸付料収入・・・当社は、顧客である航空会社、テナント等に対して指定した空港施設を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は、顧客である航空会社、テナント等が指定された空港施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。
- ② 施設使用料収入・・・当社は、空港施設を利用する航空会社の旅客に対して指定した空港施設を賃貸する義務を負っております。当該履行義務は、航空会社の旅客が指定された空港施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足後の旅客数又は航空会社便数をもって計算、受領しております。
- ③ 駐車場収入・・・・・・・・当社は、空港施設を利用する顧客等に対して駐車施設を提供する義務を負っております。当該履行義務は、顧客等が駐車施設を利用したことをもって充足されます。取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって又は充足後の利用時間をもって計算、受領しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該適用指針の適用が当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社は、建物貸付事業、施設利用事業、駐車場事業及びその他の事業を営んでおります。また、各事業の売上高は、それぞれ 3,610,982 千円、4,497,530 千円、1,273,132 千円及び 1,142,257 千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

5. 会計上の見積もりに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,007,815 千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等の受入による有形固定資産から控除している圧縮記帳累計額	1,511,816 千円
(2) ① 担保に供している資産・・・建物	40,686,482 千円
② 担保に係る債務の金額・・・一年内返済長期借入金	2,420,362 千円
長期借入金	<u>22,497,442 千円</u>
	24,917,804 千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	34,173,604 千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 関係会社に対する短期金銭債権	34,662 千円
② 関係会社に対する長期金銭債権	30,000 千円
③ 関係会社に対する短期金銭債務	201,081 千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	672,550 千円
営業費用	570,343 千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	747 千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における発行済株式数・・・普通株式 48,000 株
- (2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項はございません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		26,356 千円
賞与引当金		8,598 千円
退職給付引当金		62,555 千円
役員退職慰労引当金		8,870 千円
投資有価証券評価損		4,624 千円
関係会社株式受贈益		16,988 千円
貸倒引当金		5,829 千円
繰越欠損金		772,179 千円
その他		<u>127,523 千円</u>
	繰延税金資産 小計	1,033,528 千円
評価性引当額		△ 21,613 千円
繰延税金負債との相殺		<u>△ 4,099 千円</u>
	繰延税金資産 合計	<u>1,007,815 千円</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△ 4,099 千円
繰延税金資産との相殺		<u>4,099 千円</u>
	繰延税金負債 合計	<u>－ 千円</u>
	繰延税金資産の純額	<u>1,007,815 千円</u>

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、「入居者への催告等手続き要領」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については年度ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 129,704 千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 其他有価証券	75,911	75,911	—
② 長期借入金 (1年内返済長期借入金を含む)	(24,917,804)	(24,922,960)	5,156
③ 預り保証金 (有利子分) (1年内返済預り保証金を含む)	(126,094)	(126,094)	(0)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

12. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、那覇空港ビル内において、建物、施設設備等を賃貸の用に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
11,529,317	13,730,282

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

13. 資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件（土地）の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去することの原状回復に係る債務を有しております。しかし、当該債務に関連する使用許可物件（土地）の実質的な使用期間は、国の航空行政の動向に左右されるため現時点では明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

14. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	510,882円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	39,708円70銭

16. 追加情報の注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当事業年度の業績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束に向かっていることに伴い回復傾向となっております。繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、業績回復が続くと仮定して計上しておりますが、当該感染症の収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこの仮定と異なる場合があります。

17. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和5年5月17日

那覇空港ビルディング株式会社
取締役会 御中

くもじ監査法人
沖縄県那覇市
代表社員
業務執行社員

公認会計士 金 沢 信 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那覇空港ビルディング株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、くもじ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月17日

那覇空港ビルディング株式会社 監査役会

常勤監査役 兼 次 俊 正 ㊟

監 査 役 川 上 澄 則 ㊟

監 査 役 崎 原 正 樹 ㊟

以上

○設備の状況

(令和5年3月31日現在)

設備の内容	帳簿価額（百万円）					
	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	リース資産	その他	合計
那覇空港旅客ターミナルビル	38,982	3,143	0	2	387	42,514
駐車場	2,425	88	0	0	11	2,524

関連会社の情報

(令和5年3月31日現在)

商号	本店所在地	議決権の割合	資本金の額	事業の概要
空港ターミナルサービス株式会社	沖縄県那覇市	37%	500万円	空港内における自動販売機及び飲食店舗の運営管理業務
那覇エアポートエンジニアリング株式会社	沖縄県那覇市	100%	200万円	ビルメンテナンス業
那覇エアポートパーキング株式会社	沖縄県那覇市	36.97%	330万円	空港駐車場管理運営業務
エアポートトレーディング株式会社	沖縄県那覇市	37%	300万円	空港内物販・飲食店舗(通信販売含む)の運営
沖縄熱帯植物管理株式会社	沖縄県本部町	50%	1,000万円	①熱帯ドリームセンター等植物維持管理工事 ②美ら海水族館案内業務 ③観葉植物設置業務 ④那覇空港旅客ターミナルビル内植物展示業務 ⑤ラン植物等の販売業務
那覇空港コーディアルサービス株式会社	沖縄県那覇市	36%	300万円	空港ビル案内受付業務及びカードラウンジ管理運営業務、ビル付帯施設管理業務

令和4年度 セグメント情報

1. セグメント情報の概要

当社は、那覇空港において、旅客ターミナルビルの管理運営及び利用客に対するサービス等の提供を行なっております。

当社のセグメント情報は、「施設管理運営事業」「駐車場事業」の2つで構成されており、以上を報告セグメントとしております。

「施設管理運営事業」は、那覇空港旅客ターミナルビル内の貸室、保守・管理・運営、修繕及びその他の航空旅客に対するサービス等の役務の提供を行なっております。

「駐車場事業」は、那覇空港旅客ターミナルビルに隣接する立体駐車場 P1、P2、P3 及び従業員駐車場の管理、運営及び利用者に対するサービス等の提供を行なっております。

2. セグメント情報

(会計年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

	施設管理運営事業	駐車場事業	合計
売上高	9,250,770	1,273,132	10,523,902
営業利益	2,540,386	218,891	2,759,278
資産総額	42,880,303	2,721,145	45,601,448
その他項目			
減価償却費	2,597,758	177,462	2,775,221

以上